等級ごとの職員数について（平成28年4月1日現在）

行政職給料表

級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合　計		内　訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職　名	（人）	（人）	（%）	段 階
1 級	定型的な業務を行う職員	33	14．3	主　事	18	63	27．4	係員級
				保　育　士	14			
				教　諭	1			
2 級	主任、困難な業務を処理する主事の職務	30	13．1	主　任	30			
3 級	係長、困難な業務を処理する主任の職務	49	21．3	係　長	49	49	21．3	係長級
4 級	課長補佐の職務	25	10．9	課長補佐	25	75	32．6	課長補佐級
5 級	企画監、主幹、困難な業務を処理する課長補佐の職務	50	21．7	企　画　監	2			
				主　幹	29			
				課長補佐	19			
6 級	理事、参事、支所長、総務課長、次長、課長、局長、所長、館長、園長 高度な業務を処理する企画監の職務	43	18．7	参事兼支所長	2	43	18．7	課長級
				総務課長	1			
				次　長	1			
				課　長	23			
				局　長	2			
				所　長	6			
				館　長	3			
				園　長	4			
				会計管理者	1			

※ つるぎ町職員の給与に関する条例第5条第2項の規定による、級別標準職務表において級を決定されない職員（特別職職員、企業職職員［病院職員］、技能労務職員、その他臨時職員 ）を除く。

※ 再任用短時間勤務職員　2級2名